

香川県条例第2号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和42年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																								
<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種</th> <th style="text-align: center;">別</th> <th style="text-align: center;">手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>食品衛生試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 食品等（おもちゃを含む。）の細菌学的検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア～ウ 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エ 芽胞検査</td> <td style="text-align: right;">1件 <u>2,230円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>オ～ク 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 食品中の残留農薬又は有機水銀の試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 定性分析</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> (ア) 成分を指定しない場合</td> <td style="text-align: right;">1件 <u>29,340円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td> (イ) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 定量分析</td> <td style="text-align: right;">1成分 <u>27,700円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種	別	手 数 料	1	略		2	食品衛生試験			(1) 食品等（おもちゃを含む。）の細菌学的検査			ア～ウ 略			エ 芽胞検査	1件 <u>2,230円</u>		オ～ク 略			(2) 食品中の残留農薬又は有機水銀の試験			ア 定性分析			(ア) 成分を指定しない場合	1件 <u>29,340円</u>		(イ) 略			イ 定量分析	1成分 <u>27,700円</u>	<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準をいう。以下「算定方法」という。）に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ算定方法に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種</th> <th style="text-align: center;">別</th> <th style="text-align: center;">手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>食品衛生試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 食品等（おもちゃを含む。）の細菌学的検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア～ウ 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エ 芽胞検査</td> <td style="text-align: right;">1件 <u>2,050円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>オ～ク 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 食品中の残留農薬又は有機水銀の試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 定性分析</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> (ア) 成分を指定しない場合</td> <td style="text-align: right;">1件 <u>27,310円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td> (イ) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 定量分析</td> <td style="text-align: right;">1成分 <u>23,710円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種	別	手 数 料	1	略		2	食品衛生試験			(1) 食品等（おもちゃを含む。）の細菌学的検査			ア～ウ 略			エ 芽胞検査	1件 <u>2,050円</u>		オ～ク 略			(2) 食品中の残留農薬又は有機水銀の試験			ア 定性分析			(ア) 成分を指定しない場合	1件 <u>27,310円</u>		(イ) 略			イ 定量分析	1成分 <u>23,710円</u>
種	別	手 数 料																																																																							
1	略																																																																								
2	食品衛生試験																																																																								
	(1) 食品等（おもちゃを含む。）の細菌学的検査																																																																								
	ア～ウ 略																																																																								
	エ 芽胞検査	1件 <u>2,230円</u>																																																																							
	オ～ク 略																																																																								
	(2) 食品中の残留農薬又は有機水銀の試験																																																																								
	ア 定性分析																																																																								
	(ア) 成分を指定しない場合	1件 <u>29,340円</u>																																																																							
	(イ) 略																																																																								
	イ 定量分析	1成分 <u>27,700円</u>																																																																							
種	別	手 数 料																																																																							
1	略																																																																								
2	食品衛生試験																																																																								
	(1) 食品等（おもちゃを含む。）の細菌学的検査																																																																								
	ア～ウ 略																																																																								
	エ 芽胞検査	1件 <u>2,050円</u>																																																																							
	オ～ク 略																																																																								
	(2) 食品中の残留農薬又は有機水銀の試験																																																																								
	ア 定性分析																																																																								
	(ア) 成分を指定しない場合	1件 <u>27,310円</u>																																																																							
	(イ) 略																																																																								
	イ 定量分析	1成分 <u>23,710円</u>																																																																							

(3) 食品中の金属元素の試験	1成分	<u>9,480円</u>
(4) 略		
(5) 食品添加物の規格試験	1件	<u>24,260円</u>
(6)・(7) 略		
(8) 食品等(おもちゃを含む。)の化学検査で(2)から(7)までに掲げるもの以外の定量分析		
ア・イ 略		
ウ 成分を指定した定量分析(ア及びイに掲げるものを除く。)	1成分	<u>8,540円</u>
3 水質検査		
(1)~(4) 略		
(5) 水道水質基準項目検査		
ア~ケ 略		
コ 四塩化炭素	1件	<u>6,300円</u>
サ 1,4-ジオキサン	1件	<u>15,210円</u>
シ シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1件	<u>6,300円</u>
ス ジクロロメタン	1件	<u>6,300円</u>
セ テトラクロロエチレン	1件	<u>6,300円</u>
ソ トリクロロエチレン	1件	<u>6,300円</u>
タ ベンゼン	1件	<u>6,300円</u>
チ・ツ 略		
テ クロロホルム	1件	<u>6,300円</u>
ト 略		
ナ ジブロモクロロメタン	1件	<u>6,300円</u>
ニ・ヌ 略		
ネ ブロモジクロロメタン	1件	<u>6,300円</u>
ノ ブロモホルム	1件	<u>6,300円</u>
ハ~ム 略		
メ ジェオスミン	1件	<u>6,620円</u>
モ 2-メチルイソボルネオール	1件	<u>6,620円</u>
ヤ・ユ 略		
(6)~(10) 略		
(11) 公害関係定量試験		

(3) 食品中の金属元素の試験	1成分	<u>7,730円</u>
(4) 略		
(5) 食品添加物の規格試験	1件	<u>23,100円</u>
(6)・(7) 略		
(8) 食品等(おもちゃを含む。)の化学検査で(2)から(7)までに掲げるもの以外の定量分析		
ア・イ 略		
ウ 成分を指定した定量分析(ア及びイに掲げるものを除く。)	1成分	<u>7,010円</u>
3 水質検査		
(1)~(4) 略		
(5) 水道水質基準項目検査		
ア~ケ 略		
コ 四塩化炭素	1件	<u>5,050円</u>
サ 1,4-ジオキサン	1件	<u>11,190円</u>
シ シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1件	<u>5,050円</u>
ス ジクロロメタン	1件	<u>5,050円</u>
セ テトラクロロエチレン	1件	<u>5,050円</u>
ソ トリクロロエチレン	1件	<u>5,050円</u>
タ ベンゼン	1件	<u>5,050円</u>
チ・ツ 略		
テ クロロホルム	1件	<u>5,050円</u>
ト 略		
ナ ジブロモクロロメタン	1件	<u>5,050円</u>
ニ・ヌ 略		
ネ ブロモジクロロメタン	1件	<u>5,050円</u>
ノ ブロモホルム	1件	<u>5,050円</u>
ハ~ム 略		
メ ジェオスミン	1件	<u>5,940円</u>
モ 2-メチルイソボルネオール	1件	<u>5,940円</u>
ヤ・ユ 略		
(6)~(10) 略		
(11) 公害関係定量試験		

ア～ケ 略		
コ ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1, 3-ジクロロプロペン	1成分	<u>6,460円</u>
サ クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	略	
シ～セ 略		
ソ ベンゼン	1件	<u>6,460円</u>
タ～マ 略		
ミ 塩化物イオン	1件	<u>2,720円</u>
ム～ル 略		
(12) 略		
4 底質定量試験 (土壌溶出試験、土壌含有試験、廃棄物溶出試験及び廃棄物含有試験を含む。)		
(1) 略		
(2) シアン	1件	<u>10,930円</u>
(3)・(4) 略		
(5) 六価クロム	1件	<u>11,520円</u>
(6)～(14) 略		
(15) クロム	1件	<u>7,910円</u>
(16)～(19) 略		
5 略		
6 温泉分析		
(1) 略		
(2) 鉱泉分析	1件	<u>77,330円</u>
(3) ラドン測定	1件	<u>12,150円</u>
7 家庭用品の試験		
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する		

ア～ケ 略		
コ ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1, 3-ジクロロプロペン	1成分	<u>6,370円</u>
サ 塩化ビニルモノマー	略	
シ～セ 略		
ソ ベンゼン	1件	<u>6,370円</u>
タ～マ 略		
ミ 塩化物イオン	1件	<u>2,580円</u>
ム～ル 略		
(12) 略		
4 底質定量試験 (土壌溶出試験、土壌含有試験、廃棄物溶出試験及び廃棄物含有試験を含む。)		
(1) 略		
(2) シアン	1件	<u>10,690円</u>
(3)・(4) 略		
(5) 六価クロム	1件	<u>10,180円</u>
(6)～(14) 略		
(15) クロム	1件	<u>7,560円</u>
(16)～(19) 略		
5 略		
6 温泉分析		
(1) 略		
(2) 鉱泉分析	1件	<u>82,620円</u>
(3) ラドン測定	1件	<u>11,440円</u>
7 医薬品等の無菌検査	1件	<u>5,990円</u>
8 家庭用品の試験		
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する		

る法律（昭和48年法律第112号）に基づく有害物質試験

(1) 塩化水素	1 件	<u>4,000円</u>
(2) 塩化ビニル	1 件	<u>9,080円</u>
(3) 略		
(4) 有機燐化合物	1 成分	<u>13,110円</u>
(5) 有機錫 ^{すず} 化合物	1 成分	<u>12,950円</u>
(6)～(8) 略		
(9) 有機水銀化合物	1 成分	<u>10,750円</u>
(10) 硫酸	1 件	<u>4,000円</u>
<u>8～10</u> 略		

る法律（昭和48年法律第112号）に基づく有害物質試験

(1) 塩化水素	1 件	<u>4,470円</u>
(2) 塩化ビニル	1 件	<u>7,470円</u>
(3) 略		
(4) 有機燐化合物	1 成分	<u>11,810円</u>
(5) 有機錫 ^{すず} 化合物	1 成分	<u>13,790円</u>
(6)～(8) 略		
(9) 有機水銀化合物	1 成分	<u>11,930円</u>
(10) 硫酸	1 件	<u>4,470円</u>
<u>9～11</u> 略		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。